

最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明

福岡県においては、2024 年 10 月、福岡県最低賃金を前年比 51 円増額の 1 時間 992 円とする改定が行われた。しかし、時給 992 円は、正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の 1 か月の所定内労働時間である 148.7 時間（「毎月勤労統計調査 令和 6 年分結果確報」）で計算すると月額 14 万 7510 円程度と、未だいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっている。

一方で原材料価格の高騰や円安状況の継続など様々な社会情勢の影響により、コメ価格の高騰をはじめ食料品・日用品や光熱費など生活関連品の価格が昨年に引き続き上昇傾向にある。厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和 6 年分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模 5 人以上）での実質賃金指数は前年比 0.3% 減となり、3 年連続での前年比マイナスとなった。このように、物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついておらず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロの状態が続いている状況を踏まえると、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大幅に引き上げて賃金全体の底上げを図ることが不可欠である。

また、最低賃金額を大幅に引き上げると同時に、最低賃金法第 9 条以下の地域別最低賃金制度を抜本的に見直し、地域間格差の解消に向けて全国一律最低賃金制度の導入についても検討されるべきである。

中央最低賃金審議会は、2023 年度（令和 5 年度）、地域別のランク制度を 4 段階から 3 段階に改定し地域間格差の是正を図ったが、2024 年度（令和 6 年度）の最低賃金は、最も高い東京都で時給 1163 円であるのに対し、

福岡県では時給 992 円、最も低い秋田県では時給 951 円であり、地域間における時給格差（最大 212 円）は今もなお大きい。一方で、地域別の労働者の生計費は、都市部と地方の間でほとんど差がないという調査結果もある。そのため、地方の最低賃金額を大幅に引き上げることは喫緊の課題である。

地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の地域間格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっている。全国一律最低賃金制度を導入し、地域間格差を解消させることは、地域経済にとってもプラスの影響をもたらさうものである。

一方で、昨今の人手不足、経営者の高齢化、働き方改革関連法への対応など、現在、中小企業を取り巻く環境は大きな変革期にあり、厳しい状態にあることは否定できない。そのため、日本の経済を支えている中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう、国（及び地方自治体）において、十分な支援策を講じることも必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減、賃上げを実施したすべての中小企業が対象となる利用しやすい助成金制度の創設、人件費及び原材料費等の価格上昇を取引価格に適切に反映させることを可能にするような公正取引規制の徹底などの支援策が考えられる。

政府は 2024 年 11 月 22 日の閣議決定で「2020 年代に全国平均 1500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としている。2029 年中に現在全国加重平均 1055 円の最低賃金を 1500 円に引き上げるためには、本年を含め毎年 89 円の引上げが必要であり、この目標達成のためにも、充実した中小企業支援策が直ちに検討されなければならない。

当会は、引き続き、本年度、中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金の引上げを答申すべきこと、また、福岡地方最低賃金審議会が、福岡労働局長に対し福岡県最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを強く求めるとともに、国に対し、中小企業への十分な支援策を求める。

2025年（令和7年）6月4日

福岡県弁護士会

会長 上田 英友